華創（はなそう）

Seika Town Newsletter HANASOU!!
2017 MAY 5
No.650

たゆまぬ努力、実を結ぶ

平成28年度精華町民文化賞・スポーツ賞の表彰式を３月29日（水）、町立図書館で行いました。今年の受賞者は７団体と３個人。さまざまな分野でのたゆまぬ努力が実を結び、今回の受賞につながりました。

ツアー・オブ・ジャパン京都ステージ、５月22日（月）／３　軽自動車税の減免申請／５
写真日記／19　人生を踊り明かせ（第12代国際交流員コラム）／20

精華町民文化賞・スポーツ賞

精華町民文化賞・スポーツ賞は、町の芸術文化・体育スポーツの向上と発展に貢献し、その活動や功績が顕著な個人や団体を表彰するものです。

本年度は文化奨励賞1組、ジュニア文化賞2組、スポーツ奨励賞2組、ジュニアスポーツ賞5組が受賞しました。受賞団体・個人は次のとおりです（敬称略・学年は今年3月現在）。

精華町民文化賞　文化奨励賞

▼**京都廣学館高等学校吹奏楽部**＝右上前列左端から2人
京都府吹奏楽コンクール金賞（京都府代表）、関西吹奏楽コンクール金賞。

精華町民文化賞　ジュニア文化賞

▼**精華西中学校吹奏楽部**
京都府吹奏楽コンクール金賞（京都府代表）。

▼**東光小学校ウインドアンサンブルクラブ**＝右上前列右端から3人
京都府吹奏楽コンクール金賞、日本管楽合奏コンテスト全国大会最優秀賞、京都府アンサンブルコンテスト金賞（京都府代表）。

精華町民スポーツ賞　スポーツ奨励賞

▼**宮本理央**
全国高等学校総合体育大会剣道大会兼近畿高等学校剣道大会京都府予選会女子個人の部優勝、全日本都道府県対抗女子剣道優勝大会京都府予選会先鋒（高校生）の部優勝。

▼**精華町ゲートボール連盟**＝左上前列左端から5人
近畿地区ゲートボール女子選手権大会優勝（脇門日出子・上野照子・澤田なをみ・荒木智幸子・福味加世子）。

精華町民スポーツ賞　ジュニアスポーツ賞

▼**精華西中学校陸上競技部**＝右下前列左端から4人
京都府中学校総合体育大会陸上競技の部共通男子4×100㍍リレー優勝（辻雄太・村上太一・竹中悠起・松浦大悟）。

▼**精華西中学校男子ソフトテニス部**＝左下前列7人
京都府中学校ソフトテニス新人大会男子団体の部優勝。

▼**精華西中学校空手団体**＝右下前列右端から3人
京都府中学校空手道選手権大会男子団体組手準優勝、近畿中学校空手道選手権大会男子団体組手3位（伊井達輝・藤野充真・藤野愛大）。

▼**松浦大悟（精華西中学校2年）**＝右下前列左端から3人目
京都府中学校総合体育大会陸上競技の部2年男子100㍍優勝。

▼**長井愛（東光小学校2年）**＝右下前列右端から4人目
京都府小学生空手道選手権大会小学2年女子形の部優勝、全日本少年少女空手道選手権大会小学2年女子形の部5位、近畿少年少女空手道選手権大会小学2年女子形の部3位。

問生涯学習課社会教育係☎95－1907

ツアー・オブ・ジャパン京都ステージ

5月22日（月）　9：25　普賢寺ふれあいの駅スタート
12：50頃　けいはんなプラザ西側パナソニック前ゴール

大会公式HP　京都ステージHP

国際自転車競技連合（UCI）の公認国際自転車レースの一つ、「ツアー・オブ・ジャパン」の京都ステージが、5月22日(月)に開催されます。

ツアー・オブ・ジャパンは国内最高峰の自転車ロードレースであると同時に、アジア随一の規模・レベルで、多くの来場者で賑わうイベントです。

周辺の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をよろしくお願いします。

【昨年度の様子】

ゴールの瞬間

沿道で応援

9時40分頃～13時頃　交通規制

レース当日はコースおよびコース周辺で交通規制が実施されます。ご理解・ご協力をお願いします。

交通規制と一部バス停の乗降制限・移設のお願い

レースの開催時間帯は、道路の交通規制とそれに伴う一部バス停の乗降制限・移設を行います。周辺の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をよろしくお願いします。

▼**奈良交通路線バス**
精華大通りを東向きに進行するバスは「光台四丁目」「光台三丁目」「けいはんなプラザ」の各停留所での乗降ができなくなりますので、「光台七丁目」または「ATR」停留所をご利用ください。西向きに進行するバスは、これらの停留所でも乗降できます。

▼**精華くるりんバス**
交通規制実施中は、「かしのき苑」「東畑」「東畑口」の停留所には停車しません。

※また、祝園駅方面に進行するバスの「けいはんなプラザ停留所」を奈良交通「ATR停留所」に移設します。当日の運行状況では、バスのダイヤに大幅な遅れが発生する場合があります。利用者の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をよろしくお願いします。

問企画調整課企画係☎95－1900

第41回せいか小さな旅

TOJ2017！ツアーオブジャパンをみんなで応援しよう

日時　5月22日(月)午前9時集合（光台八丁目停留所前）、午後1時解散（けいはんなプラザ前）（気象警報発令時は中止）

コース　光台八丁目停留所→東畑集会所→鳥谷池（1～2周目を観戦）→東畑集会所→けいはんなプラザ前（ゴールを観戦し、解散）＝約5㌔

定員　30人

持ち物　お茶、雨傘、ビニールシートなど

参加費　300円

申込方法　5月10日(水)～20日(土)の午前9時～午後5時にEメールで（✉ furusato_seika@yahoo.co.jp）、または電話で（☎090－8877－4991）まで。

問**NPO法人精華町ふるさと案内人の会**／☎94－5244（担当…古瀬）

町役場関係部署などのファクス番号・Eメールアドレスは28ページに掲載しています。

食育劇団もぐもぐ文科大臣表彰

精華町健康増進計画の健康づくりプロジェクトの「せいか食育劇団もぐもぐ」が、「優れた『早寝早起き朝ごはん』運動の推進にかかる文部科学大臣表彰」を受賞しました。

「早寝早起き朝ごはん」運動などの子どもの生活習慣づくりに関する活動のうち、その内容が他の活動と比較して顕著に優れ、地域全体への波及効果が高いと認められたものです。

問 健康推進課保健予防係 ℡95－1905

教育委員を任命

岡島純子
教育委員

精華町議会定例会3月会議で、岡島純子さん（光台地区）が、教育委員の任命同意を受け、町長が任命しました。

教育委員会では、教育長と教育委員4人の合議により、学校教育・生涯学習・文化・スポーツといった教育行政の重要事項や基本方針について、意思決定を行います。任期は、平成29年3月30日から4年です。

自動車税納付、5/31まで

自動車税納付期限は5月31日（水）となっています。必ず期日までに納めてください。金融機関やコンビニでも納付できます。口座振替も可能です。

なお、軽自動車税は町での取り扱いとなります。

問 京都府山城広域振興局 山城南府税出張所 収納・納税担当℡72－0231（自動車税について）

みんなで育てるまちの景観

道路などの清掃ボランティア クリーンパートナー募集

町では、道路や公園など公共施設の除草や清掃などを行うボランティア活動「精華町クリーンパートナー」を募集しています。

これは、住民と行政とが協働して自然との共生と美しいまちを目指す施設管理制度です。

住民自らがまちの美化活動を行い、地域の人々の顔が見えることは、地域コミュニティーの活性化にもつながり、自然・景観・文化などの地域資源を共有することで、環境美化に対する意識の高揚も期待されます。

▼対象団体
自治会や子ども会、老人会、企業、NPO、有志団体などのグループ

▼活動内容
施設の除草、植栽の育成管理・清掃などの美化活動、施設破損などの連絡

▼対象施設
町が管理する公共施設（道路・都市公園・河川・緑地など）

▼町からの支援
物品・用具などの支給や貸与、ボランティア保険の加入など

問 建設課管理係℡95－1901

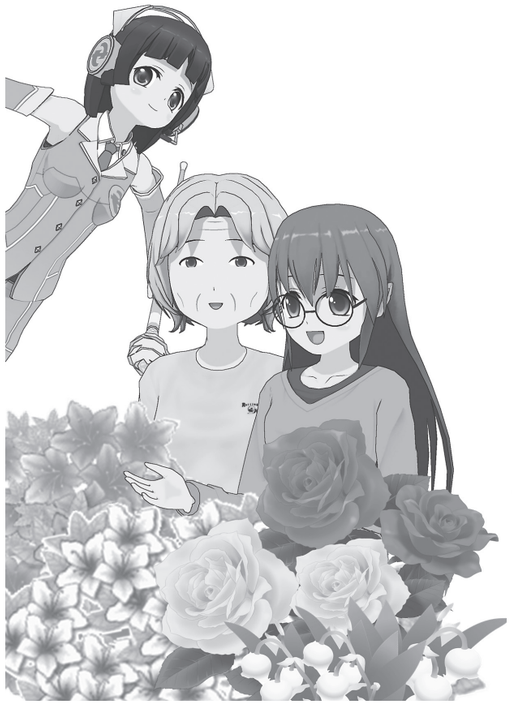

軽自動車税の減免申請

障害のある人や社会福祉法人などは、軽自動車税の減免（免除）を受けられる場合があります。

減免の対象

▼障害者の軽自動車税減免
障害者本人が軽自動車の納税義務者である場合、減免を受けられます【注1】。ただし「障害者の方が軽自動車やバイクなどを運転する場合」または「生計を一にする方が、軽自動車の使用の7割以上を障害者の方の通学や通院、通所などのために使用する場合」であることが必要です。

減免は、障害者1人につき1台限りで、普通自動車など自動車税の減免との重複はできません。また、障害の程度によって減免を受けられない場合があります。

減免対象だった車両を本年度申請しない場合で、障害者手帳に減免申請の受理印があるときは、町役場・税務課に連絡してください。

▼構造減免
軽自動車などの構造が、身体障害者などの利用のための形状である場合、減免を受けられます。

標識番号が8ナンバーで、車検証の「車体の形状」欄に「車いす移動車」などの記載があることが必要です。

8ナンバー以外の車両であっても、車検証の備考欄に「車いす固定装置付」など身体障害者の利用のためであることを表す記載があれば、減免を受けられます。

▼公益減免
「社会福祉法人が所有する軽自動車などで、社会福祉事業のために使用する」または「社会福祉法人である社会福祉協議会が所有する軽自動車などで、全体の7割以上を直接社会福祉事業のために使用する」場合、減免を受けられます。

必要書類など

▼障害者の軽自動車税減免・構造減免
・納付前の平成29年度軽自動車税納付書または納税通知書
・印鑑
・身体障害者手帳・療育手帳・戦傷病者手帳など（コピー不可）
※今年4月1日までに交付されたものに限ります。
・運転者の運転免許証
・納税義務者の個人番号（マイナンバー）と本人確認ができる書類【注2】
・車検証など（125cc以下のバイクなどは不要、126～250cc以下のバイクなどは軽自動車届出済証）

▼公益減免
・納付前の平成29年度軽自動車税納付書または納税通知書
・印鑑（法人印）
・定款（ていかん）
・社会福祉事業専用の軽自動車でない場合は、運転日誌など利用状況の分かる書類
・車検証など（125cc以下のバイクなどは不要、126～250cc以下のバイクなどは軽自動車届出済証）

▼申請期間・方法
5月9日㈫～31日㈬【注3】の平日、必要書類を持って町役場・税務課（2階）にお越しください（ファクス不可）。受付時間は、午前8時30分～正午・午後1時～5時15分です。

代理人による申請の場合は、前記書類のほか、委任状の提出、代理人の本人確認書類の提示が必要です。

【注1】身体障害者等級1・2級相当の方は、同居で生計を一にする方が納税義務者でも可能です。

【注2】個人番号確認書類…個人番号カード、通知カードなど、本人確認書類…個人番号カード、運転免許証など（顔写真付きでないものは2点提示が必要）
個人番号カードは、1枚で個人番号確認および本人確認書類としてご利用できます。

【注3】処理の関係上、申請後に口座振替が行われることがありますが、申請が承認されている場合は後日お返しします。

グリーン化特例（軽課）延長

平成28年度税制改正により、グリーン化特例（軽課）の適用期限が1年延長となりました。

これにより、次の基準を満たす車両について、平成29年度分の軽自動車税に限り税率が軽減されます。

▼対象車両など
平成28年4月～平成29年3月に最初の新規検査を受けた四輪以上と三輪の軽自動車が対象となります。

①電気自動車・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制に適合かつ平成21年排出ガス基準値10％以上低減）
②乗用：平成17年排出ガス基準75％低減達成（★★★★）かつ平成32年度燃費基準＋20％達成車
貨物：平成17年排出ガス基準75％低減達成（★★★★）かつ平成27年度燃費基準＋35％達成車
③乗用：平成17年排出ガス基準75％低減達成（★★★★）かつ平成32年度燃費基準達成車
貨物：平成17年排出ガス基準75％低減達成（★★★★）かつ平成27年度燃費基準＋15％達成車

車種		年税額 ①	年税額 ②	年税額 ③
四輪以上	乗用・自家用	2700円	5400円	8100円
	乗用・営業用	1800円	3500円	5200円
	貨物用・自家用	1300円	2500円	3800円
	貨物用・営業用	1000円	1900円	2900円
三輪		1000円	2000円	3000円

問 税務課住民税係℡95－1916

町役場関係部署などのファクス番号・Eメールアドレスは28ページに掲載しています。

行政情報コーナー お知らせします！

日本脳炎2期定期予防接種

特例措置のご確認を

日本脳炎2期定期予防接種は、9～12歳（13歳になる誕生日の前日まで）の方が対象です。2期定期予防接種を接種済みの方は接種する必要はありません。

▼特例措置【注】

平成17～21年度に接種勧奨が控えられていたことで接種していない方は、1期・2期予防接種（全4回接種のうち不足している回数）について、定期接種（公費負担）として接種ができます。特定対象の方は次のとおりです。

①平成7年4月2日～19年4月1日生まれで20歳未満の方（20歳になる誕生日の前日まで接種可）

②平成19年4月2日～21年10月1日生まれの方（9～13歳の誕生日の前日まで接種可）

▼接種回数

◆1期接種の接種回数

計3回

・1期初回…6日以上の間隔を置いて2回

・1期追加…1期初回終了後6カ月以上の間隔を置いて1回

◆2期接種の接種回数

9歳以降に1回接種（1期終了後6日以上の間隔を置いて接種）

▼接種方法

左表の町内実施医療機関に予約のうえ、母子健康手帳をお持ちください。なお、町外での接種をご希望の方は、日本脳炎予診票が必要です。お持ちでない方は、健康推進課までお問い合わせください。

【注】接種勧奨が控えられていたのは、日本脳炎の予防接種後に重病となった事例を受けたものです。その後、新たなワクチンが開発され、現在は日本脳炎の予防接種は通常どおり受けられるようになりました。

問健康推進課保健予防係☎95－1905

町内で日本脳炎ワクチンを接種できる医療機関

医療機関名	電話番号	所在地
岸田内科医院	95－1771	精華台二丁目17番地10
くわはらこどもクリニック	98－2788	精華台四丁目21番地14
コマダ診療所	93－1787	菱田宮川原10番地
平田内科医院	95－3400	光台七丁目14番地3
藤村医院	94－5770	祝園砂子田2番地1
堀井こどもクリニック	93－3626	祝園西一丁目6番地5
芳川医院	71－0014	桜が丘三丁目24番地7

不妊治療などに助成

町や京都府では、不妊治療や不育治療など、特定不妊治療に掛かった費用の一部を助成しています。

▼対象となる治療

①一般不妊治療

保険適用のある治療と、人工授精

②不育治療など

流産や死産を繰り返す「不育症」の原因検査や治療（いずれも保険適用のあるもの）

▼対象者

京都府内に引き続き1年以上住民登録し、治療日時点で精華町に住民登録している夫婦（事実婚を含む）で、各種医療保険に加入している方

※一般不妊治療の人工授精に限り、法律上の夫婦とします。

▼助成額

不妊治療にかかる被保険者負担額の2分の1（限度額あり）

▼申請方法

診療日から1年以内に必要書類を直接、町役場・健康推進課へ。

【注】申請書・医療機関証明書・請求書。町ホームページからもダウンロードできます。

問健康推進課保健予防係☎95－1905

京都府の助成

1回の治療につき15万円まで（初回の治療が平成28年1月20日以降に終了した場合は30万円まで）助成されます。

京都府では、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）が対象で、対象者は次の要件を満たしている方となります。ただし、卵子採取に至らない場合を除きます。

・京都府内（京都市以外）に住民登録している。

・婚姻の届け出をしている。

・指定の医療機関で治療を受けている。

・特定不妊治療が必要と医師に診断されている。

・夫婦の前年所得合計が730万円未満。

申請期間は原則、治療終了日の年度内です（助成回数・助成額は限度あり）。

「きょうと子育てピアサポートセンター」では、不妊や不育、妊娠、出産の相談ができます。☎075－692－3449〔平日の午前9時15分～午後1時15分・午後2時～4時（祝日・年末年始を除く）〕

問山城南保健所☎72－4300

国保税の制度変更

減額対象基準を拡大

法律改正に伴い、本年度の減額対象となる所得基準が左表のとおりに拡大されました。

区分	軽減割合（均等割と平等割の軽減）	世帯の総所得金額（世帯主と国保加入者の所得の合計）	
		改正前	改正後
①	7割軽減	33万円以下の世帯	33万円以下の世帯（変更なし）
②	5割軽減	世帯の総所得が区分①に該当しない世帯で、「33万円＋被保険者数×26万5000円」以下の世帯	世帯の総所得が区分①に該当しない世帯で、「33万円＋被保険者数×**27万円**」以下の世帯
③	2割軽減	世帯の総所得が区分の①②に該当せず、「33万円＋被保険者数×48万円」以下の世帯	世帯の総所得が区分の①②に該当せず、「33万円＋被保険者数×**49万円**」以下の世帯

所得税や町府民税の申告義務がない方も、国保税の軽減判定や自己負担限度額の所得区分の判定のため、「所得がない」ことの申告が必要です。無収入である場合や障害年金、遺族年金などの非課税所得がある場合は、そのことを申告してください。

問国保医療課国保係☎95－1929

医療費助成 申請を

昭和27年6月生まれの方へ

町では、65～69歳で要件を満たす方に、医療費（保険適用分）の一部を助成しています【注】。

申請期間は5月15日(月)～19日(金)の平日。申請が遅れると受給者証の使用開始日も遅れる場合があります。

【注】対象者には案内を郵送しています。

問国保医療課医療係☎95－1929

税申告お忘れなく

後期高齢被保険者の方へ

後期高齢者医療被保険者の方とその同一世帯の方で、平成28年中（28年1月1日～12月31日）の所得の確定申告や住民税の申告がお済みでない方は、早めに申告してください。

申告しなければ、保険料の軽減を受けることができません。無収入の方や遺族年金、障害年金、老齢福祉年金などの非課税年金のみ受給されている方も、申告をお願いします。

収入が老齢年金だけの方は、あらためて申告する必要はありません。

申告が必要な理由は次のとおりです。

保険料の軽減の判定

所得の低い世帯（世帯主と被保険者が対象）に対しては、保険料の均等割額が最大9割減額されます。しかし世帯の所得が分からないと軽減判定ができないため、申告が必要です。

無収入であっても、申告して所得状況を明らかにすることで、初めて保険料の軽減を受けることができます。

自己負担限度額を判定

同一世帯の方全員の住民税課税状況と所得を基に1カ月の医療費の自己負担限度額が判定されます。そのため申告すると、その限度額がより低くなる場合があります。

保険料の軽減判定については、申告内容を基に再び保険料を計算し、その1～2カ月後に保険料が変更されます。自己負担限度額は、認定申請した当月分からの医療費が対象になるため、早めに申告してください。

住民税の申告は町役場・税務課（2階）にお越しください。

問国保医療課医療係☎95－1929

福祉医療受給証 申請6月9日～

障害者・母子父子家庭の方へ

現在、町の福祉医療費助成（障害者医療・重度心身障害老人健康管理事業・母子父子医療）の受給者証をお持ちの方は、7月31日(月)で有効期間が終了します。

8月以降も助成を受けるための申請を、6月9日(金)から受け付けます。

対象者には、6月初めに交付申請書を郵送します。

問国保医療課医療係☎95－1929

工業統計調査にご協力を

総務省と経済産業省は、従業員4人以上の全ての製造事業所に回答していただく「工業統計調査」を実施します。

同調査は6月1日時点での状況を調べるものです。

工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。

調査の結果は、中小企業施策や地域振興など、国・地域行政施策のための基礎資料として利活用されます。

調査の趣旨・必要性を理解いただき、回答をよろしくお願いします。

※調査票に記入いただいた内容は、統計作成の目的以外（税の資料など）に使用することは絶対にありません。

問企画調整課企画係☎95－1900

町役場関係部署などのファクス番号・Eメールアドレスは28ページに掲載しています。

学生の納付猶予できます

国民年金保険料

学生向けの国民年金保険料が猶予される制度（学生納付特例制度）があります。

国民年金は、日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての方が加入することになっています。学生も加入対象となりますが、一般的に学生は収入が少なく、保険料を納めることが困難な場合が多いため、同制度が設けられています。

納付特例が承認されている期間は、将来、年金を受給するための資格期間に算入されます。ただし、受給金額には反映されません。承認を受けた期間が10年以内であれば、古い年度から順に追納（さかのぼって納付）できます。

障害・遺族基礎年金の申請は、国民年金保険料を納めていることが必要です。今回紹介した学生納付特例が承認されている場合は、未納扱いになりません。

このほか、卒業後に厚生年金や共済年金に加入する予定がなく、引き続き保険料の納付が困難な場合は、保険料免除・納付猶予（50歳未満の方のみ）の申請ができます。

▼**対象者【注】**

◆前年所得が118万円以下の学生本人に扶養家族などがあれば右記の額が変わります。

◆申請する年度または前年度に会社などを退職して学生となった方118万円を超えていても、退職を考慮した審査を受けられます。離職票や雇用保険受給資格者証など、公的機関の証明書を添えて申請してください。

▼**承認期間**

申請年度の4月～翌年3月

※申請日時点の2年1カ月前までさかのぼることもできます。

▼**申請方法**

印鑑と、学生証または在学証明書をお持ちのうえ、次のところへ。

※申請後、日本年金機構から承認または却下の通知が郵送されます。

※本人が申請書に署名する場合、印鑑は不要です。

【注】共に大学・大学院・短大・高等専門学校・専修学校など（夜間・定時制課程や通信制課程を含む）に通っていることが必要です。学校・課程により対象外になる場合もあります。

問総合窓口課年金係☎95－1915

古紙回収に出しましょう

その他のリサイクルできる紙

「その他のリサイクルできる紙」とは、紙袋や紙製の箱など、古紙として回収可能な紙類のことです。

現在、その多くが燃やすごみに排出されていますが、古紙として回収することで、紙のリサイクルやごみの減量につながります。

また、古紙回収量が増加すれば、業者への引き渡し額や各古紙回収実施団体（自治会、子ども会など）に対する町からの補助金も増えます。

「その他のリサイクルできる紙」は、古紙回収日（地域によって異なります）に、雑誌に挟むか、紙袋に入れて出してください。

▼**回収できるもの**

封筒・広告・ノート・はがき・ティッシュペーパーの箱・トイレットペーパーの芯・カレンダーなど

▼**回収できないもの**

防水加工や特殊加工がされた紙（ビニールコート紙、洗剤の箱など）・感熱紙（ファクス用紙）・カーボン紙（配送伝票や領収書など）・写真・粘着物の付いた紙（シールなど）・食品などが付いて汚れた紙

※以上の紙は水に溶かして再生できないため、古紙回収はできません。

問環境推進課資源循環係☎95－1925

資源有効利用設備に補助金

町では、家庭ごみの減量化の促進と、限りある水資源である雨水の利用促進を目的として、資源有効利用設備を設置された世帯に対して、購入費用の一部を補助しています。

▼**対象設備**

①生ごみ自家処理設備

ごみの堆肥化や消滅化を目的とするもので、悪臭・害虫などの発生を防止する構造・材質のもの

・電気式生ごみ処理機（1個まで）

・ボカシ式生ごみ処理容器（2個まで）

・コンポスト容器（2個まで）

②雨水貯留施設

雨水を溜める貯留槽や、給排水設備で溜めた雨水を散水などに利用するための施設で、密閉式で害虫の発生を防止する構造のもの

▼**補助額**

①生ごみ自家処理設備購入価格の2分の1以内（上限2万円）

②雨水貯留施設購入価格の4分の3以内（上限3万円）

▼**申請方法**

購入後3カ月以内に必要書類を左記のところへ。

▼**必要書類**

・申請書【注】

・資源有効利用設備の購入領収書または購入証明書

・設備全体と設置場所が確認できる写真

【注】町ホームページからもダウンロードできます。

問環境推進課資源循環係☎95－1925

マナー守り水路キレイに

この季節、田んぼ周辺の水路に異物が入らないようご注意ください。草刈り後の雑草やあぜシート、ペットボトルなどが水の流れを止めると、泥がたまり、異臭が発生します。また、大雨の際に水があふれ、水害の一因となることもあります。

水路は、常に水が流れることで浄化する作用もあります。水路の管理者や農家だけではなく、周辺を通行する人全員がマナーを守り、きれいな水路にしましょう。

問産業振興課農業振興係☎95－1903

農水路が水位上昇

農業用水の送水のため、5月26日㈮・6月7日㈬～9月17日㈰、川西揚水ポンプを運転する予定です。期間中、田などの周辺水路は、水位が上昇し大変危険ですのでご注意ください。

5月26日㈮は午前9時から、6月7日㈬～9日㈮は終日、10日㈯以降は午前8時～午後5時ごろに運転します。

問水土里（みどり）ネット川西（相楽郡川西土地改良区）☎94－3006

ペットはマナーを守って

犬や猫などを飼養する場合は、人に迷惑をかけないよう、以下の点に注意して責任を持って飼いましょう。

・ふんは持ち帰りましょう

飼い犬のふんの放置は「精華町まちをきれいにする条例」で禁止されています。飼い犬の散歩時には必ずふん取り用のスコップや袋を持ち歩き、飼い主の責任でふんの後始末をしてください。

・猫は室内で飼いましょう

猫にはそれぞれ行動範囲があり、外へ出てごみを荒らしたり、ご近所で排せつを行うこともあります。飼い猫がこうした行為をしていると、近所に住む方にとって迷惑になります。また、飼い猫が外に飛び出すと、交通事故や行方不明になることがありますので、猫は室内で飼うようにしましょう。

・ペットは責任をもって飼いましょう

捨て犬や捨て猫が野生化し、野良犬や野良猫となるケースがあります。ペットの飼い主は愛情と責任を持って最後まで飼養する責任があります。どうしても飼えなくなった場合には、自分で新たな飼い主を探すなどして、ペットの譲渡先を見つけるようにしましょう。新たな飼い主が見つからない場合、山城南保健所環境衛生室（☎72－4302）にご相談ください。

問環境推進課環境保全係☎95－1925

子ども服ご提供のお願い

STEP子ども服交換会

精華町環境ネットワーク会議では、せいか祭り2017で子ども服の交換会を計画しています。サイズが合わなくなったけれど、まだ着られる子ども服をお持ちの方は、提供をお願いします。

提供いただいた方には「交換チケット」をお渡しし、せいか祭り当日に、そのチケットで子ども服と交換できます。皆さんの提供・協力をお願いします。

▼**日時**

5月28日㈰午前10時～午後3時

▼**場所**

かしのき苑（ふれあい祭り会場）

※小学生以下のもので洗濯して清潔で破損のないもの。提供いただいた服はお返しできません。

問精華町環境ネットワーク会議（STEP）事務局（環境推進課内）☎95－1925

野焼き、周辺に気配りを

野焼きは洗濯物に臭いが付いたりするなど、周辺の住宅環境に影響を及ぼすことも考えられます。「もし自分が近くに住んでいる人の立場だったら……」と、いつも考えましょう。止むを得ず野焼きをするときは、次のことに注意してください。

・近くに住む人へ事前に声かけする。

・よく乾燥させて1回に燃やす量を少なくし、大量の煙が出ないようにして、風向きなどにも配慮する。

・ビニール（マルチ、あぜシートなど）やペットボトルなど有害物質が発生しやすいものは、絶対に燃やさない。

・庭木を刈り込んだものや杭（くい）なども燃やさない。

一般的に廃棄物を燃やすことは、法律で禁止されていますが、焼き畑やあぜ草焼きなど農業や林業のための焼却は例外として認められています。しかし、近所の迷惑にならないようにするなどの注意が必要です。

問産業振興課農業振興係☎95－1903

自分たちで地域を守るために

自主防災会に防災資器材を整備

このほど、東畑と光台九丁目の2地区の自主防災会は、地域の実情を踏まえた防災資器材を、一般財団法人自治総合センターの助成を受けて整備しました。

この助成は、宝くじの社会貢献広報事業として、地域のコミュニティ活動に対して支援しているものです。

現在、町の自主防災組織は34団体あり、「自分たちの地域は自分たちが守る」という連携意識のもと、日ごろから災害に備えています。

問精華町消防本部警防課地域安全係☎94－4387

6月1日は特設人権相談

人権擁護委員の日

人権擁護委員法が施行された昭和24年6月1日にちなみ、6月1日㈭は「人権擁護委員の日」と定められ、法務省と全国人権擁護委員連合会が、全国各地で特設人権相談所を開設します。

町でも同日午後1時～4時に201会議室（町役場2階）で開設します

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間の人です。全国で約1万4000人が、地方の法務局と連携して、地域住民から人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害の被害者を救済したり、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

特設人権相談所では、人権にかかわる困りごとや悩みごとの相談を受けています。お気軽にご相談ください。

問人権啓発課啓発係☎95－1919

町役場関係部署などのファクス番号・Eメールアドレスは28ページに掲載しています。

都市公園のマナー守って

公園はみんなの施設です。利用者がお互いに気持ち良く使えるよう、ルール（法令）・マナーを守りましょう。

町内の都市公園【注】では、次の行為を禁止しています。

▼条例による禁止事項

- 公園内の施設を傷つけたり汚したりすること。
- 竹や木、草花を折ったり、採ったりすること。
- 土地の形質を変えたり、土砂を採ったりすること。
- 鳥獣類を捕ったり、殺傷したりすること。
- 貼り紙や立札、広告を表示したりすること。
- 立ち入り禁止区域に立ち入ること。
- 指定された場所以外に車両を乗り入れたり、駐車したりすること。
- 公園をほかの目的で使用すること。
- たき火、または火気をもて遊ぶこと。
- そのほか、公園の利用や管理に支障のある行為をすること。

▼マナーに関するお願い

- 愛犬などの散歩でご利用の際は、必ずリード（引き綱）をつけ、長さを調節して動物が苦手な人や子どもへの配慮をしてください。
- 愛犬に、歩道や芝生内で排せつ（尿も含む）をさせないでください。また、ふんは持ち帰るなど後始末をお願いします。
- 自転車やバイクについても公園内への乗り入れは禁止されています。また、公園入口などに自転車などを駐車される際には、周囲の迷惑にならないように注意してください。
- 公園内では火気の使用は原則、禁止しています。花火やバーベキューなどもできません。
- ゴミは各自で持ち帰りましょう。
- 危険行為やほかの公園利用者の迷惑となる行為はやめましょう。

【注】春日の森緑地公園（菱田地区）・華広場（祝園西一丁目）・大池公園（同）・丸山公園（同）・精華台各丁目公園・畑ノ前公園　遺跡の杜（精華台一丁目）・鳥谷公園（光台七丁目）・光台四・五・六・八・九丁目公園・光台緑地（前述各丁目）・池谷公園（桜が丘二丁目）・桜が丘各丁目公園・桜が丘緑地（桜が丘四丁目）

問建設課管理係TEL95－1901

シルバー人材センター　満足度調査の結果良好

2～3月にかけて、仕事を頂いた町内の民間企業・一般家庭など200軒を対象に「お客様満足度調査」を行いました。

職種でのばらつきはありますが、会員の仕事ぶりや応接態度が大変良好、安心して仕事をお願いできる、価格も標準的である、引き続きお願いしたいなど、高い評価を頂きました。

川野武豊理事長は「あらためて、地域社会に役立つ存在であることを目指して、会員はじめ、役職員のスキルの向上を図りながら『精華町』になくてはならない存在を目指して活動を続けます」と話しました。

▼入会説明会

日時…5月22日(月)午前10時～

対象者…町内在住の60歳以上の方

▼シルバーさろん

日時…①5月22日(月)②6月1日(木)③12日(月)午前10時～午後3時

※①は「デッサン教室」、「習字教室」、を開催します。詳しくは22ページをご覧ください。

問精華町シルバー人材センターTEL98－0510

木村要町長コラム　今月のかんじん「かなめ」

偉人の生き方に感銘

桜の開花で春の訪れを感じるのですが、気象庁によると3月の平均気温が平年より0.5度低かったそうで、今年は4月に入ってようやく開花。小・中学校の新入生を祝うかのごとく満開となりました。

4月15日(土)には、内閣総理大臣主催の「桜を見る会」に招かれ、新宿御苑へ。お世話になった多くの方々とお会いでき、思い出に残る観桜会となりました。

また、今年度は「お茶の京都」のターゲットイヤーとして、山城地域で地域創生の取り組みが展開されていますが、肝心のお茶の出来はどうか。味は、香りは、色彩は…。お茶を愛する者の一人として、最近の異常気象による影響が心配です。

先日、国際高等研究所で「ゲーテの会」が開かれ、大変革期の幕末から明治の激動期に活躍した東の渋沢栄一と、西の五代友厚の生き方を、大阪大学名誉教授の宮本又郎氏が講演。二人とも高級官僚を辞して実業家の道を歩み、渋沢は東京商工会議所を、五代は大阪商工会議所を設立。経済活動を展開する一方で、儒教の精神を重んじ、人のため公益を優先。二人とも蓄財せず、「利他の心」で生涯を貫き、後世に評価されました。

人との繋がり、信頼関係が成功に結び付く。まさに現代社会も同様。私もしっかりと心したいと思いました。

こちら総合窓口ニュースです！ vol. 02

マイナンバーカードを使って町役場でも証明書取得！

4月から、町役場にマイナンバーカード対応の多機能端末機を設置しています。今回は操作方法をお伝えします。

マイナンバー専用休日窓口

5月は28日(日)です。事前(開庁時間)に予約が必要です。

問総合窓口課 戸籍住民係TEL95－1915

①マイナンバーカードをセット

②暗証番号を入力する

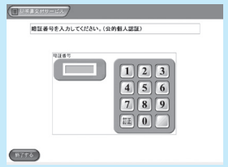

③カードを取る
（取らないと進みません）

④証明書の種類を選択
※戸籍の附票の写しは不可

⑤証明書が必要な人を選択
※画面は住民票取得のもの

⑥必要な項目を選択

⑦印刷する内容を確認

障害のある人もない人も暮らしやすい社会をめざして

手話でコミュニケーション 第12回

平成28年4月1日から障害者差別解消法がスタートし、障害のある人が困らないように配慮することが求められています。ここでは、障害のある人との意思疎通の手段の一つとして手話を紹介しています。

今月の手話は「子どもの日」「母の日」です。「子ども」の手話は、子どもたちの頭を触るような感じで表現します。

子どもの日

子ども、子

腰の高さで位置を変えて右手掌で空間を3回押さえる

＋

日

漢字の「日」を表す

母の日

母、お母さん、母親、おふくろ、ママ

①右手人差指の指先で頬を撫で下ろし、②小指を立てて上げる

＋

日

漢字の「日」を表す

問福祉課 障害福祉係TEL95－1904

町役場関係部署などのファクス番号・Eメールアドレスは28ページに掲載しています。

新クリーンセンターだより その②

今月は、新クリーンセンター（木津川市）の建設状況をお伝えします。

昨年5月から建設工事に着手し、9月末までにごみを入れるピット部分（地下15メートル）の掘削工事が完了し、その後基礎コンクリートの打設工事を経て、2月から施設の鉄骨工事を行っています。

今後も、継続して建設状況に関する情報を発信していきます。

問 環境推進課資源循環係 TEL 95－1925

平成28年5月～平成29年3月の建設状況

工事着工（平成28年5月）

ごみピット掘削工事（9月）

基礎コンクリート打設工事（12月）

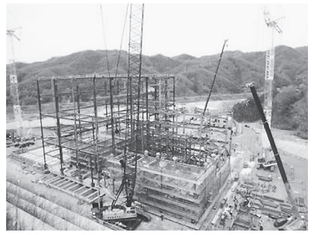
施設鉄筋建方工事（平成29年3月）

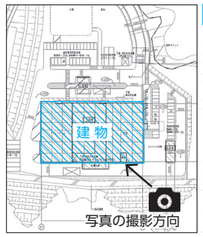

太陽光発電・蓄電設備の同時設置に補助金

町では、新たに住宅用太陽光発電設備と住宅用蓄電設備を同時に設置した世帯を対象とした購入費の一部補助を行っています。

○対象設備

◆住宅用太陽光発電設備
発電した電気を住宅で使用し、余った電気を電気事業者に供給する構造のもので、公称最大出力が10キロワット未満のもの

◆住宅用蓄電設備
住宅用太陽光発電設備が発電する電力を充放電できる設備で、常時住宅用太陽光発電設備に接続するもの

○補助額【注1】

◆住宅用太陽光発電設備
公称最大出力（キロワット）の合計額に1万5000円を乗じた額（上限6万円）

◆住宅用蓄電設備
蓄電容量（キロワットアワー）に6万円を乗じた額（上限36万円）

○申請方法

購入後3カ月以内に必要書類を町役場・環境推進課（2階）にお持ちください。

○必要書類

- 申請書【注2】
- 設置した設備の規格が確認できる書類
- 設備の設置に要した費用に係る領収書の写しおよび費用の明細
- 電気事業者との電力受給契約が成立していることを証する書類
- 町税および国民健康保険税に係る完納証明書
- 住民票の写し（発行後1カ月以内のもの）
- 居住する住宅の登記簿謄本または登記事項証明書の写し
- 設備が設置されている状況がわかる写真など

【注1】1000円未満は切り捨て。また、設備設置に要する費用の1／2が上限です。

【注2】町ホームページからもダウンロードできます。

問 環境推進課 環境保全係 TEL 95－1925

仲間を増やせば儲かると言われたが…

今回は〝情報商材のマルチ商法〟に関する相談を紹介します。

〈Q〉

2週間ほど前、友人に「このDVDで学んで株に投資すれば儲かる、さらに仲間を1人増やすごとに7万円の収入になる」と言われて50万円のDVDを勧められました。お金がないと言うと、すぐに返せるから消費者金融で借りて払うように言われ、借金して契約しましたが、DVDの内容は分かりにくく、仲間も増やせないので解約したいです。（20歳代男性）

〈A〉

大学生を中心に、このような情報商材のマルチ商法トラブルが報告されています。マルチ商法はピラミッド型の販売システムが特徴です。「仲間を増やすことで利益が得られる」と言われその気になり、例えうまく誘うことができても被害者を増やしてしまったり、友人が遠ざかってしまう可能性もあります。株で儲かる必勝法もあるわけがなく、手元には借金だけ、という結果になりかねません。マルチ商法は、概要書面の交付義務など規制が厳しく、クーリング・オフ期間は20日間です。契約後3カ月以内なら中途解約もできます。また「必ず儲かる」「絶対に損はしない」などと言われた場合は契約取り消しできる可能性もあります。あきらめずにできるだけ早く相談消費生活センターへご相談ください。

消費生活センターに相談を

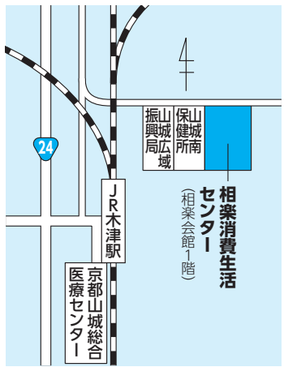

困ったときは、相楽消費生活センター（木津川市木津上戸15番地・相楽会館1階＝**右地図**）にご相談ください。受付時間は平日の午前9時～午後4時です。

土日・祝日（年末年始を除く）には、京都府・京都市が共同で設置している「消費生活土日祝日電話相談」で、特定非営利活動法人京都消費生活有資格者の会が受け付けています（TEL 075－257－9002）。受付時間は午前10時～午後4時です。

問 相楽消費生活センター TEL 72－9955

5月は消費者月間

毎年5月は「消費者月間」です。全国的に統一テーマを定め、消費者・事業者・行政が一体となり、消費者問題に関する啓発・教育などを集中的に行います。今年のテーマは「行動しよう 消費者の未来へ」です。

男女共同参画ミニ通信 vol.54

メディアの影響に要注意

テレビや新聞・インターネットなどメディアから得られる情報には、偏った情報や悪意のある情報も混じっています。しかし、私たちは物の見方や考え方・行動の仕方までメディアから大きな影響を受けています。メディアの特性を理解して使いこなし、流れる情報を取捨選択して活用する能力を「メディア・リテラシー」といいます。メディアの情報をうのみにせず、誰が、どんな目的で、何を伝えようとしているかを考えて、情報を主体的に活用することが大切です。

メディアの影響の怖さ

「子どもを寝かしつけた後、洗濯物を片付けた」「その子はお気に入りの青い靴をはいてサッカーをした」と聞くと、あなたはどんな情景を思い浮かべますか。実はこれは父親と女の子の描写です。好きな色やスポーツは人それぞれ、一概に性別では決められません。家庭内の役割も、性別にかかわらず家族で分担している家庭もあります。

しかし、家事育児をするのは女性、青色やサッカーを好むのは男の子というイメージを持つ人が多いのではないでしょうか。なぜなら、そのようなイメージの映像や会話がメディアにはあふれているからです。

性別によって好みや行動の仕方を規定するような情報に日々触れていると、それは少しずつ私たちの潜在意識に染み込んでいきます。そして、そのイメージにあてはまらないものを受け入れにくくなります。ここに日常的に目や耳に入るメディアの影響の怖さがあります。

大切なメディア・リテラシー

メディアには「女性は家庭を守り、男性は働いて一家を支える」「男性は女性をリードし、女性は男性に従う」といった昔からの性別役割意識に基づく表現がまだ多く見られます。そうした性別役割意識が強いと、夫婦や恋人といった親密な関係に主従関係を持ち込みやすくなります。そこで一方が優位に立って他方を思い通りに支配しようとすると、DV（ドメスティック・バイオレンス）が起こりやすくなります。

メディアから影響を受けずに生活することは現代では困難です。メディア・リテラシーを身に付けて、メディアで描かれる女性像・男性像にとらわれて生き方の選択肢を狭めることのないようにしましょう。

問 人権啓発課男女共同参画係 TEL 95－1919

町役場関係部署などのファクス番号・Eメールアドレスは28ページに掲載しています。

子育てすくすく 掲示板

今月の子育て支援センター

月	火	水	木	金	土
8日	9日	10日	11日	12日	13日
すくすくプレールーム「よちよちひろば」 (午前10時～正午) 支援センター	**すくすくプレールーム「とっとこひろば」** (午前10時～正午) 支援センター **つながり野外ひろば「なかよし」** (午前10時15分～11時30分) 池谷公園	**赤ちゃんサロン A** (午前10時～11時30分) 保健センター ※第１水曜日から変更	**発達応援プレールーム「あいあいひろば」** (午前10時～11時30分) 保健センター **すくすくプレールーム「にっこりひろば」** (午後1時30分～3時30分) 支援センター		**マタニティーサロン** (午前10時～11時30分) 保健センター
15日	16日	17日	18日	19日	20日
すくすくプレールーム「よちよちひろば」 (午前10時～正午) 支援センター	**すくすくプレールーム「とっとこひろば」** (午前10時～正午) 支援センター	**赤ちゃんサロン B** (午前10時～11時30分) 保健センター	**すくすくプレールーム「にっこりひろば」** (午後1時30分～3時30分) 支援センター	**お誕生日のつどい** (要申し込み) (午前10時～11時30分) 支援センター スマートフォン 携帯電話	
22日	23日	24日	25日	26日	27日
すくすくプレールーム「よちよちひろば」 (午前10時～正午) 支援センター	**すくすくプレールーム「とっとこひろば＆絵本のひろば」** (午前10時～正午) 支援センター **子育てふれあい教室＜音楽リズム＞** (午前10時15分～11時30分) 交流ホール		**すくすくプレールーム「にっこりひろば」** (午前10時～11時30分) いけたに保育所		
29日	30日	31日	6月1日	2日	3日
すくすくプレールーム「よちよちひろば」 (午前10時～正午) 支援センター	**すくすくプレールーム「とっとこひろば」** (午前10時～正午) 支援センター **食育講座(離乳食)［初期・中期編］** (午前10時～正午) むくのきセンター		**親子のつどい** (要申し込み) (午前10時～11時30分) 支援センター **すくすくプレールーム「にっこりひろば」** (午前10時～11時30分) いけたに保育所		**パパママ講座「体育遊び・ふれあい遊び編」** (要申し込み) (午前10時15分～11時30分) むくのきセンター
5日	6日	7日	8日	9日	10日
すくすくプレールーム「よちよちひろば」 (午前10時～正午) 支援センター	**すくすくプレールーム「とっとこひろば」** (午前10時～正午) 支援センター **食育講座〔後期・完了期〕** (午前10時～11時30分) むくのきセンター	**赤ちゃんサロン A** (午前10時～11時30分) 保健センター	**発達応援プレールーム「あいあいひろば」** (午前10時～11時30分) 保健センター **すくすくプレールーム「にっこりひろば」** (午後1時30分～3時30分) 支援センター	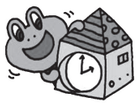	**マタニティーサロン** (午前10時～11時30分) 保健センター

※　　は申し込み終了しました。
※午前９時の時点で京都府山城南部地域に気象警報が発令された場合は、子育て支援センターの催しは中止になります。

〈対象者〉よちよちひろば：おおむね１歳６カ月まで
とっとこひろば：おおむね１歳６カ月以上
にっこりひろば：おおむね１歳以上２歳未満
赤ちゃんサロンＡ：２～７カ月児
赤ちゃんサロンＢ：８～12カ月児

〈会場の所在地〉池谷公園：桜が丘二丁目
保健センター：北稲八間井出ノ元27番地１
精華町交流ホール：南稲八妻北尻70番地
むくのきセンター：下狛神ノ木８

問子育て支援センター（こまだ保育所内）℡98－4001

町役場関係部署などのファクス番号・Eメールアドレスは28ページに掲載しています。

「にっこりひろば」がはじまります！

５月から、すくすくプレールーム開放日「にっこりひろば」が始まります。おもちゃがいっぱいの部屋で親子であそびましょう！

▶日　　時　①第１・４木曜日午前10時～11時30分
②第２・３木曜日午後１時30分～３時30分
▶場　　所　①いけたに保育所②子育て支援センター
▶対 象 者　①、②いずれも町内在住で在宅のおおむね１～２歳未満の子どもとその保護者

第１回親子のつどい

親子でふれあい遊びや季節の製作などを楽しみ、子ども同士、親同士もつながりましょう！

▶日　　時　６月１日(木)午前10時～11時30分
▶場　　所　子育て支援センター
▶対 象 者　町内在住で在宅の満２歳以上(６月１日現在)の子どもとその保護者
▶定　　員　親子15組程度(定員を超えた場合は抽選)
※当選者にのみ連絡します。
▶内　　容　ふれあい遊び・簡単な製作遊び
▶申込期間　５月15日(月)～19日(金)
▶申込方法　町ホームページから「親子のつどい」を検索、または右の二次元コードから。

スマートフォン　携帯電話

パパ・ママ講座(体育あそび・ふれあいあそび編)

パパもママも、身体を動かしながら楽しく子育てのコツを学べます。講師は、越智 文啓さん(NPO 法人フートスポーツアカデミー)です。

▶日　　時　６月３日(土)午前10時15分～11時30分
▶場　　所　むくのきセンターアリーナ
▶対 象 者　町内在住で在宅の、満１歳６カ月以上(６月１日現在)の子どもとその保護者
▶定　　員　親子30組(定員を超えた場合は抽選)
▶申込期間　５月17日(水)～23日(火)
▶申込方法　町ホームページから「パパママ講座体育遊び編」を検索、または右の二次元コードから。

スマートフォン　携帯電話

子育て応援講座

子育てで大切にしていきたいことを学びましょう。町内保育所とのタイアップ講座です。

▶日　　時　６月14日(水)午前10時～11時30分
▶場　　所　精華町交流ホール(町役場２階)
▶対 象 者　町内在住の就学前の子どもを持つ保護者
▶定　　員　先着50人程度(託児の定員は25人)
▶内　　容　「もっとお話しようよ」
講師：安本義正氏〔京都文教短期大学学長〕
▶申込期間　５月22日(月)～26日(金)
▶申込方法　町ホームページから「子育て応援講座」を検索、または右の二次元コードから。

スマートフォン　携帯電話

子育てふれあい教室(第１回わらべうたあそび)

わらべうたを、生活に取り入れてみませんか。講師は、奥 朗子さん(わらべうたサークル「おてんとさん」)です。

▶日　　時　６月22日(木)午前10時15分～11時30分
▶場　　所　みんなの元気塾(東畑地区)
▶対 象 者　町内在住で在宅の満６カ月～１歳６カ月(６月１日現在)の子どもとその保護者
▶定　　員　親子15組(定員を超えた場合は抽選)
▶申込期間　５月29日(月)～６月６日(火)
▶申込方法　町ホームページから「わらべうたあそび」を検索、または右の二次元コードから。

スマートフォン　携帯電話

育児相談

子育てや子どもの発育などの相談に応じています。

◆来所相談
▶場　　所　子育て支援センター
※事前に電話で同センターにお申し込みください。

◆電話相談
▶日　　時　月～金曜日午前10時～午後４時
▶場　　所　町内各保育所・子育て支援センター
※下記の保育所では土曜日も相談を受けています。
・ほうその保育所：午前８時30分～正午
・いけたに保育所：午前８時30分～正午
・こまだ保育所：午前８時30分～正午
・ひかりだい保育所：午前９時～11時30分
・せいかだい保育所：午前８時30分～午後４時

そのほかの催し

保育所園庭開放

町内各保育所の園庭を開放しています。砂場や大型遊具などで元気いっぱいあそびましょう。詳しくは各保育所にお問い合わせください。

◆げんきっこひろば
▶日　　時　毎週水曜日午前10時～11時30分(変更の場合あり・８月は休み)
▶場　　所　ほうその保育所・こまだ保育所・いけたに保育所

◆きらきらひろば
▶日　　時　毎週水曜日午前10時～11時(変更の場合あり)
▶場　　所　ひかりだい保育所

◆チャイルドひろば
▶日　　時　毎週木曜日午前10時30分～11時30分(予約制・時間変更の場合あり)
▶場　　所　せいかだい保育所

毎月19日「きょうと育児の日」は、家庭・職場・地域が一体となって子育て支援を推進する日です。

ひとりで悩まないで……　子ども虐待に気づいたら……
児童相談所全国共通ダイヤル TEL 189（いちはやく）